

2015 No.547

2・3月号



社会保険



SOCIAL CUSTOMS NAGASAKI

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 http://www.shaho-nagasaki.or.jp/



展望 長崎

SCN健康文化センター「写真教室」有村 勝郎

## Contents

### 日本年金機構 年金事務所

- 被保険者報酬月額変更届について…………… 2
- 職場における社会保険の身近な相談役  
年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします…………… 3
- 各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ…………… 3

### 全国健康保険協会 長崎支部

- 退職された方の健康保険証の回収について  
(事務担当者様へ)…………… 4
- 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書…………… 5

### 一般財団法人長崎県社会保険協会

- 葉草ハイキングのお知らせ…………… 6
  - 社会保険ポウリング長崎県大会…………… 6
  - 職場の健康づくりを応援します。…………… 7
  - SCN健康文化センター 受講生募集!!…………… 7
- 
- 社保川柳…………… 8
  - 出張年金相談所開設のお知らせ(27/3月)…………… 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いします。

## 被保険者報酬月額変更届について

被保険者の受ける報酬が、昇給や降給などで固定的賃金に大幅な変動があったときは、実際に受ける報酬と標準報酬月額との間に隔たりがないよう、固定的賃金の変動があった月から起算して4カ月目から標準報酬月額の改定が行われ、保険料や保険給付の額が変更されます。これを「随時改定」といいます。

### 被保険者報酬月額変更届（随時改定）が必要となる時

被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定（算定基礎届）が行われるまでは変更されませんが、昇給や降給により報酬の額が大幅に変動し、**次の3つのすべてに該当する場合**標準報酬月額の改定を行います。

- ① 昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
- ② 固定的賃金の変動月以後引き続く3カ月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額保険料額表にあてはめ、現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- ③ 3カ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき

※ 但し、次の場合は、随時改定の要件には該当しませんので、被保険者報酬月額変更届の提出は不要です。

- (1) 固定的賃金は上がったが、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より下がり、2等級以上の差が生じた場合
- (2) 固定的賃金は下がったが、変動後の引き続いた3カ月分の報酬の平均額による標準報酬月額が従前より上がり、2等級以上の差が生じた場合



### 固定的賃金とは

固定的賃金とは、基本給、家族手当、通勤手当など、毎月の支給額・支給率が決まっているものをいい、固定的賃金の変動とは、昇給・降給や給与形態の変更（日給制から月給制への変更など）、日給や時給単価の変更、手当額の変更をいいます。

なお、残業手当、能率手当、日直手当など稼働実績などにより支給されるものは非固定的賃金となるため、随時改定の対象とはなりません。

### 随時改定の手続きについて

随時改定に該当する場合、管轄の年金事務所に「被保険者報酬月額変更届」を提出してください。

届書を提出すると、**固定的賃金の変動があった月から起算して4カ月目から標準報酬月額の改定が行われ、保険料や保険給付の額が変更されます。**

- |           |  |
|-----------|--|
| 【届書・申請書名】 | 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届                       |
| 【添付書類】    | 必要に応じて（下記「留意点」参照）                            |
| 【提出時期】    | 昇（降）給等により、固定的賃金の変動のあった月（変更後の支払月）から3カ月を経過したとき |

### 留意点

改定月の初日から起算して60日以上遅延した届出の場合又は標準報酬月額が大幅に下がる場合（標準報酬月額の等級が5等級以上）は、次の書類添付が必要となります。

#### ● 一般の従業員の方

- ・ 固定的賃金の変動のあった月の前月から改定月の前月までの「賃金台帳」の写し（4カ月分）
- ・ 固定的賃金の変動のあった月から改定月の前月までの「出勤簿」の写し（3カ月分）

#### ● 役員の方

- ・ 固定的賃金の変動があった月の前月から改定月の前月分までの4カ月分の賃金台帳または所得税源泉徴収簿の写しのほかに、下記のいずれか1つの書類が必要です。
  - ① 株主総会または取締役会の議事録
  - ② 代表取締役等による報酬決定通知書
  - ③ 役員間の報酬協議書
  - ④ 債権放棄を証する書類

## 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を事務センターで集中して行っています。事務センターへの直接送付にご協力をお願いします。

### 送付先

〒850-8532  
長崎市興善町6-5 興善町イーストビル  
長崎事務センター 管理・厚生年金適用グループ 宛

※ 適用事業所所在地・名称変更（訂正）届（管轄外）、二以上事業所勤務者関係届書、船員保険関係届書等は管轄の年金事務所に提出してください。

## 職場における社会保険の身近な相談役

# 年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

### 年金委員・健康保険委員とは

年金事業及び健康保険事業の推進を図るため、職場における年金事務所・協会けんぽと従業員のパイプ役として、事業の広報、身近な相談役などの役割をお願いします。

### 年金委員・健康保険委員に委嘱されると

- 年金委員は「厚生労働大臣」から、健康保険委員は「全国健康保険協会長崎支部長」から委嘱状などが交付されます。
- 年金事務所・協会けんぽでは年に2回程度「研修会」を開催し、情報提供を行っています。
- 制度の改正などの情報がホームページや郵送などで提供されます。

### 年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

年金委員・健康保険委員の活動内容などをご理解いただき、ぜひ年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします。

なお、すでに年金委員・健康保険委員の委嘱がされている事業所も、複数の年金委員・健康保険委員の委嘱ができますので推薦の検討をお願いします。

### 事業所

- 社会保険制度の周知・啓発
- 社会保険事業への協力
- 年金相談・健康相談
- 健康づくりの推進

### 年金委員 健康保険委員

### 年金事務所 協会けんぽ

- 社会保険制度の周知・啓発
- 社会保険事業の推進
- 社会保険相談事業
- 保健事業

	推薦書の提出先	推薦書の用紙
年金委員	管轄の年金事業所	管轄の年金事務所に請求いただくか、日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。
健康保険委員	協会けんぽ	協会けんぽに請求いただくか、協会けんぽのホームページからダウンロードしてください。

※人事異動などで年金委員・健康保険委員を変更される場合は、「推薦書」及び「辞退届」の提出をお願いします。

## 各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ

長崎南、長崎北、佐世保、諫早の各年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

### ■ 予約相談受付内容

年金請求のお手続き、離婚分割、その他

### ■ 予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前から前日まで、お電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。また、ご予約を受け付ける際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』、『相談内容』等について確認させていただきます。

### ■ 予約申し込み電話番号 ※電話の受付時間は平日8:30~17:00です。(土・日・祝日、12月29~1月3日を除く)

◆ 長崎南年金事務所 ☎ 095-825-8707 (お客様相談室)	◆ 長崎北年金事務所 ☎ 095-861-1387 (お客様相談室)	◆ 佐世保年金事務所 ☎ 0956-34-1189 (お客様相談室)	◆ 諫早年金事務所 ☎ 0957-25-1663 (お客様相談室)
--	--	--	---

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者ご本人であることを確認できるものをご持参の上、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。なお、代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。



## 退職された方の健康保険証の回収について(事務担当者様へ)

資格喪失日(退職日の翌日)以降に協会けんぽの保険証を使用して病院等を受診した場合、無資格受診者として、後日ご本人様から医療費(保険者負担分)をお返しいただいております。

従業員様のご退職の際は、「被保険者資格喪失届」を早急に管轄の年金事務所(日本年金機構)にご提出ください。被保険者資格喪失届をご提出いただく際は、保険証を回収し、必ず添付していただきますようお願いいたします。また、ご家族(被扶養者)の保険証もあわせて回収をお願いいたします。

### 《退職後の健康保険加入のご案内》

退職後の健康保険の加入には、「協会けんぽの任意継続」、「国民健康保険」、「ご家族の健康保険(被扶養者)」の3つの方法があります。それぞれの加入条件や毎月納める保険料などを確認のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

※健康保険組合に加入されている方の任意継続については、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
お手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職日までに被保険者期間が継続して2カ月以上あること。</li> <li><b>退職日の翌日から20日以内</b>に手続きをすること。(郵送の場合は必着)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご家族が加入している健康保険の扶養条件を満たす必要があります。</li> <li>ご家族の勤務先にお問い合わせください。</li> </ul>
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は退職前に控除されていた保険料を2倍にした額になります。</li> <li>※ただし、保険料の上限があります。また、お住まいの都道府県と退職前に加入されていた協会けんぽの都道府県が異なる場合、2倍した額とならない場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。</li> <li>保険料の減免制度があります。</li> <li>お住まいの市区町村により保険料額が異なります。</li> </ul>	被扶養者の保険料負担はありません。



協会けんぽの任意継続加入中(最長2年間)は、「国民健康保険に加入する」、「ご家族の被扶養者になる」といった理由で資格を喪失することはできません。

# 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

～特にご注意いただきたい項目を紹介します～

下記のチェック項目が申請の際に記入漏れや不備の多い箇所です。申請書提出前にご確認ください。

① 住所は、アパート名、棟室、番号まで記入していますか？  
 また、自宅・携帯番号のうち連絡先となる番号を記入していますか？

② 保険料の納付方法のいずれかにチェックしていますか？

③ 被扶養者としていたい方がいる場合は、記入していますか？  
 ※高校生以上の学生の方は、職業欄に学校名、学年を記入してください。

16歳以上の方で学生ではない方を被扶養者としていたい場合は、下記の添付書類をご用意いただいていますか？

- 被扶養者としていたい方の収入確認の書類
    - 収入がない場合
      - 所得証明書又は(非)課税証明書
    - 給与収入がある
      - 所得証明書、(非)課税証明書、源泉徴収票、直近3カ月分の給与明細書の写し
    - 退職した方
      - 離職票、退職証明書
      - 雇用保険を給付している方は、雇用保険受給資格者証の写し
    - 年金を受給している
      - 年金額改訂通知書の写し、振込通知書の写し
      - 自営業や農業、不動産収入等がある方は、直近の確定申告書の写し
- など

- 同居の有無や続柄の確認の書類
  - 被保険者の父母・祖父母などの直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹以外の三親等以内の親族の方
    - 同居の確認できる書類(住民票)
  - 被保険者の方と名字が違う方
    - 続柄の確認ができる書類(住民票・戸籍謄本)
- その他事実確認のための書類
  - 被保険者の父母・祖父母などの直系尊属、配偶者、子、孫、弟妹で被保険者と別居している方
  - 被保険者からの仕送りの事実が確認できる書類、預金通帳の写し、現金書留の控えの写し

記入誤りを訂正した場合、申請者欄の印と同じ印で訂正印を押印していますか？

**健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書** 申出者記入用

記入方法および添付書類等については、「健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書 記入の手引き」をご確認ください。  
 届書(申出書)は、届書で枠内に丁寧に記入してください。 記入見本 01123456789アイウ

任意継続被保険者	勤務していた時に使用していた被保険者証の発行都道府県	支部	生年月日	年 月 日																																			
	勤務していた時に使用していた被保険者証の(左つめ)	記号	番号	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成																																			
任意継続被扶養者	氏名・印	(フリガナ)	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女																																			
	住所	(〒 - )	郵便府県																																				
電話番号(日中の連絡先)		TEL ( )																																					
勤務していた事業所の名称		所在地																																					
資格喪失年月日(退職日の翌日)		平成 年 月 日																																					
保険料の納付方法		<input type="checkbox"/> 1.口座振替(毎月納付のみ)   2.毎月納付   3.6か月前納   4.12か月前納																																					
<b>健康保険 被扶養者届【資格取得時】</b> ※任意継続被保険者の資格取得時に、被扶養者となられる方についてご記入ください。 ※資格取得日の翌日以降に被扶養者となられる方は、別途「被扶養者(異動)届」をご提出ください。		必要な添付書類については、「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書 記入の手引き」をご確認ください。																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>生年月日</th> <th>性別</th> <th>続柄</th> <th>職業</th> <th>年間収入</th> <th>同居別居の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(フリガナ) (氏)</td> <td><input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> <td></td> <td></td> <td>万円</td> <td><input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居</td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) (氏)</td> <td><input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> <td></td> <td></td> <td>万円</td> <td><input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居</td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) (氏)</td> <td><input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> <td></td> <td></td> <td>万円</td> <td><input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居</td> </tr> <tr> <td>(フリガナ) (氏)</td> <td><input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日</td> <td><input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女</td> <td></td> <td></td> <td>万円</td> <td><input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別	(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	扶養に関する申立書(添付書類が提出できない場合に記入してください)		
氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別																																	
(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居																																	
(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居																																	
(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居																																	
(フリガナ) (氏)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居																																	

## ご注意ください!

- 資格喪失日の前日までに、継続して2ヶ月以上の被保険者期間があり、資格喪失日から20日以内の資格取得申出書の提出が必要です。
- 任意継続の保険証は、事業所から年金事務所や事務センターへ提出された資格喪失届の事務処理が完了したのちに発行されます。保険証のお届けまでに時間を要することがありますのでご了承ください。
- 任意継続加入後は「国民健康保険」または「ご家族の健康保険(被扶養者)」に加入するという理由では資格喪失することはできません。
- 保険料を納付期限までに納付しなかったときは任意継続被保険者の資格を喪失します。
- 口座振替を選択した場合は別途申請が必要です。申し込み後、数ヶ月先から開始となりますので、**それまでは納付書での納付**となります。
- 6カ月及び12カ月前納を選択した場合でも資格取得申請書を提出された時期によっては、前納で納付することができない場合があります。

5

社会保険ながさき 2015.2・3月号

## 薬草ハイキングのお知らせ



被保険者とそのご家族のみなさまの健康保持・増進を目的に薬草ハイキングを開催します。  
身近な自然と植物に目を向け心身ともにリフレッシュしませんか。皆様のご参加をお待ちしております。

県南地区

と き／平成27年5月9日(土)  
と ころ／諫早市小長井町 山茶花ピクニックパーク  
集合場所／午前10時00分(長崎市城栄公園)  
大型バス送迎  
帰着時間／午後4時頃  
薬草講師／松本 護 氏  
募集定員／40名(定員になり次第締め切ります)

県北地区

と き／平成27年5月16日(土)  
と ころ／松浦市志佐町 不老山総合公園  
集合場所／午前9時20分(西肥バス佐世保駅前バスセンター)  
大型バス送迎  
帰着時間／午後4時頃  
薬草講師／川上輝雄 氏  
募集定員／40名(定員になり次第締め切ります)

※締切り後ご案内文書を郵送します。

【準備するもの】弁当・飲み物・採取用具・筆記用具・雨具等各各自必要なもの  
服装は動きやすい軽装で。小雨決行。

下記参加申込書(コピー可)にご記入いただきFAXでお申込みください

### 薬草ハイキング 参加申込書

※希望地区に○を付してください。

参加地区	1. 県南(長崎)	2. 県北(佐世保)
事業所名	☎	
参加者氏名 住 所 電 話 番 号 携 帯 番 号	〒 - 氏名	☎ 携帯
	〒 - 氏名	☎ 携帯
	〒 - 氏名	☎ 携帯

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外に使用致しません。



## 社会保険ボウリング長崎県大会



### 有田工業(株) 混戦を制す!!

1月18日(日)に各地区代表12チームによる県大会を長崎ラッキーボウルにおいて開催し、熱戦が繰り広げられました。結果は次のとおりです。

- **優 勝** 1,589点 有田工業(株) (諫早地区)
- **準優勝** 1,577点 株富永 A (佐世保地区)
- **第3位** 1,535点 長崎西彼農業協同組合 A(長崎南地区)

**ハイシリーズ** ●男性598点 立石修司 様(株式会社 富永)  
●女性522点 西 智子 様(長菱エンジニアリング株式会社)

**ハイゲーム** ●男性213点 立石修司 様(株式会社 富永)  
●女性201点 松尾裕子 様(長菱エンジニアリング株式会社)



被保険者の健康保持増進と相互の親睦交流を目的に各地区大会を開催しました。

66チーム、198名のご参加をいただいた皆様ありがとうございました。

- ・長崎南地区大会 12/ 9(火) 18 チーム(54名) 参加
- ・長崎北地区大会 12/16(火) 18 チーム(54名) 参加
- ・佐世保地区大会 12/14(日) 14 チーム(42名) 参加
- ・諫早地区大会 12/ 5(金) 16 チーム(48名) 参加

お申し込み先  
お問い合わせ先

一般財団法人 長崎県社会保険協会

長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

☎ 095-844-7120 FAX 095-843-0449

# 職場の健康づくりを応援します。

すべて  
無料です。

職場で働く皆様の健康管理と健康の保持・増進のサポートをいたします。  
お気軽にお申し込みください。

## 健康づくり指導講習会

保健師、管理栄養士、健康運動指導士による講習会

## 保健師による健康相談

健康診断の結果や個別の健康相談



※ 皆様のスケジュールに合わせて、講師を事業所等に派遣します。お昼休みや業務終了後の開催、土曜日・日曜日の開催も可能です。  
少人数や工業団地等は数社の合同実施もご検討ください。

## 職場の健康づくり申込書

希望年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで	参加人数	名
希望項目 ○を付してください	1. 保健師による指導講習会      3. 健康運動指導士による指導講習会 2. 管理栄養士による指導講習会      4. 保健師による健康相談		
事業所名	担当者		
事業所所在地	〒 - TEL ( )		

# SCN健康文化センター 受講生募集!!

SCN健康文化センターでは、受講生を募集しております。是非一度ご見学してください。

一度見学  
しませんか?



### 健康づくり講座

- ◆ ピラティス・ヨガ・体操系
- ◆ ダンス系・その他

### 子供講座

- ◆ ジュニアダンス系
- ◆ 英会話

### 生きがい講座

- ◆ 語学(英語、韓国語、中国語)
- ◆ 音楽、書道、絵画、工作、芸術系



### 館外講座

- ◆ ゴルフ、囲碁、健康マージャン

お申し込み先  
お問い合わせ先

一般財団法人 長崎県社会保険協会

〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

長崎県社会保険協会 検索

☎ 095-844-7120

FAX 095-843-0449

# 社保川柳

選評 川口寿男 今月のお題

## 慣れる

### 第一位

酔いどれも手慣れたママがけりを付け  
佐世保 鶴田 竹一  
【評】杯が進み過ぎるとは少あることで、私自身も経験があります。でも、くする酔いどれの扱いは手慣れたママさんが他の人の楽しい夜の邪魔をしないように取り切ってくれるのもネオン街じゃ毎晩のことです。

### 第二位

履き慣れたスニーカーでの旅日記  
時津 浦馬場筆子  
【評】旅行には何かと準備が必要で、いざさか緊張するものですが、スニーカーの慣れた出で立ちで、気楽で楽しい旅行をされたこととして、誰かに旅行のことを日記調で絵はがきの便りでもされたのでしょうか。

### 第三位

新入りも慣れて雑談盛りあがる  
島原 松田 信子  
【評】新しい職場では受けた方も、新入りの方も馴染むまでには時間を要するものです。その時間も過ぎて、仕事の傍らの雑談も盛り上がるほどに馴染みチームワークは、ちりちりしてしまいませんか。

### 佳作

阿波踊り慣れた手さばき足さばき  
佐世保 神戸 一明  
まだ慣れぬ新米パパのおむつ替え  
長崎 山本登喜子

アルコール慣れないままに定年日  
佐世保 国松 仁志  
慣れるより馴染んで仕事自覚もち  
諫早 小田庄之助

出会う人は同じ顔ぶれ慣れた道  
佐世保 多久島 忠  
妻入院慣れぬ炊事に音をあげる  
長崎 長谷川カオル

詫び住まい慣れたベットに生かされる  
佐々 江田 靖子

計らずに良い塩梅の煮物でき  
諫早 江口 雅子

寝る前の習慣となり明日のメモ  
平戸 青木 安生

名工の慣れた手つきに見ほれ立つ  
佐世保 喜多 和子

場馴れした人の挨拶学びとり  
松浦 井元 定子

アイパッド慣れてゲームに無我夢中  
長崎 麻生 郁子

車やめバスと電車に慣れた今  
長崎 中村 欽光

ひとり暮らし慣れた娘が朝寝坊  
雲仙 阿比留五十八

格好つけ慣れない靴でママができ  
長崎 中島智津子

ケータイの慣れぬメールに迷う指  
佐世保 田中 広子

習うより慣れると師匠くどく言う  
佐世保 古賀 明

選者の句  
やりくり慣れて見せない火の車

### 川柳の応募規定

次のお題「回る」  
応募用紙 八方キ（川柳は3句以内）FAX可  
締め切り 平成27年3月5日必着  
発表 平成27年4・5月号紙上  
宛 先 〒851-1811  
長崎市松山町四番五十一号（団本社ビル五階）  
一般財団法人長崎県社会保険協会  
賞品贈呈 入選3席に記念品を贈呈します

### SCN健康文化センター

「川柳講座」受講生募集中!!

### 長崎県の社会保険事業概要

平成26年11月現在

事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
協会けんぽ	19,930	246,307
船員保険	251	348,689
厚生年金保険	20,081	246,482

平成27年3月

## 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。  
どうぞご利用ください。

\*は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。

- 相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- 代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

開設日	時間	予約	市町名	場所
3月13日(金)	9:00~15:00	*	新上五島町	新上五島町石油備蓄記念会館
3月19日(木)	9:00~16:00	*	五島市	五島市役所 会議室
3月20日(金)	9:00~15:00	*	五島市	五島市役所 会議室

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時間	予約	市町名	場所
3月12日(木)	11:00~15:00	*	松浦市	福島支所
3月24日(火)	10:00~15:00	*	平戸市	平戸市役所
3月26日(木)	10:00~15:00	*	松浦市	松浦市役所

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1387

開設日	時間	予約	市町名	場所
3月 5日(木)	11:00~15:00	*	西海市	西彼総合支所 会議室
3月11日(水)	13:30~17:00	*	対馬市	美津島地域活性化センター 別館 2階
3月12日(木)	9:00~17:00	*	対馬市	対馬市役所 別館 会議室
3月19日(木)	9:00~17:00	*	壱岐市	石田庁舎 会議室
3月20日(金)	9:00~14:00	*	壱岐市	石田庁舎 会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市柴田町47-39 ☎0957-25-1663

開設日	時間	予約	市町名	場所
3月 4日(水)	10:00~15:00	*	波佐見町	波佐見町役場 相談室
3月11日(水)	10:00~15:00	*	南島原市	南有馬支所 会議室
3月18日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー
3月25日(水)	10:00~15:00	*	島原市	島原市役所 市民窓口サービス課ロビー